○厚生労働省令第五十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万八千三百六十二円四十銭」を「四万八千六百四十四円十五銭」に、「0.3880」を「0.3820」に、「615円51銭」を「673円74銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九七一九八」を「〇・〇九六九七六」に、「0.000000758」を「0.000000756」に、「0.003919」を「0.002040」に改め、同項第二号イ中「一万六百五十九円七十銭」を「一万六百六円四十五銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二一四三〇六七三〇三六」を「〇・〇二一一二三七一四四五二」に改め、同項第三号イ中「一万三千八百九十六円」を「一万三千三百三十一円五十八銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」を「〇・〇一八七九四九八五七五〇」に改め、同条第二項中「五十二万円」を「五十四万円」に、「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第三項中「一万六百五十九円七十銭」を「一万千六百六円四十五銭」に、「〇・〇二一四三〇六七三〇三六」を「〇・〇二一一二三七一四四五二」に、「十七万円」を「十九万円」に、「170,000円」を「190,000円」に、「10,659円70銭」を「11,606円45銭」に、「0.021430673036」を「0.023123714452」に改め、同条第四項中「一万三千八百九十六円」を「一万三千三百三十一円五十八銭」に、「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」を「〇・〇一八七九四九八五七五〇」に、「13,896円」を「13,331円58銭」に、「0.019670005700」を「0.018794985750」に改める。

附則第四条（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「四万八千三百六十二円四十銭」を「四万八千六百四十四円十五銭」に、「四万八千六百二十二円三十四銭」を「四万九千七百三十二円二十七銭」に、「0.3880」を「0.3820」に、「0.3901」を「0.3946」に、「615円51銭」を「673円74銭」に、「617円２銭」を「179円59銭」に、「〇・〇九七一九八」を「〇・〇九七七〇五」を「〇・〇九八四〇一」に、「0.000000758」を「0.000000756」に、「0.000000760」を「0.000000767」に、「0.003919」を「0.002040」に、「0.004180」を「0.002083」に、「一万六百五十九円七十銭」を「一万千六百六円四十五銭」に、「一万六百十九円五十銭」を「一万千七百六十九円五十四銭」に、「〇・〇二一四三〇六三〇三六」を「〇・〇二三一二三七一四四五二」に、「〇・〇二一七二二二七〇六〇五」に、「10,659円70銭」を「11,606円45銭」に、「11,769円54銭」に、「0.021430673036」を「0.023123714452」に、「0.022050396260」を「0.022722270605」に、「一万三千八百九十六円」を「一万三千三百三十一円五十八銭」に、「一万三千八百六十四円二十四銭」に、「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」を「〇・〇一八七九四九八五七五〇」に、「〇・〇一九六五〇四一〇四五〇」を「〇・〇一九四九四三五三〇〇〇」に、「13,896円」を「13,331円58銭」に、「13,303円67銭」を「12,860円24銭」に、「0.019670005700」を「0.018794985750」に、「0.019650410450」を「0.019454353000」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二十八年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第五十二号

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四第七項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十六を削る。

第二十七条の十七の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（高額療養費の支給申請）」を付し、同条第二項中「同項第一号ホ」を「同項第一号ヘ」に改め、同条を第二十七条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の十七　市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続（高額療養費に係る療養のあつた月の初日において、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が七十歳に達する日の翌日以後である場合に該当するものに限る。）について、前条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

第二十八条の二中「第二十七条の十七」を「第二十七条の十六」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二十五中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第三十二条の八第三項第二号中「すべて」を「全て」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第四項第一号」に、「厚生労働大臣が」を「厚生労働大臣の」に改める。

第七条を次のように改める。

（算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合（同号ロに規定する被用者保険等保険者である組合をいう。以下同じ。）の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数